

事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 28 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成 31 年度における都道府県による給付点検調査に係る  
事務の取扱いについて

国民健康保険制度の円滑な実施につきましては、平素より格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 75 条の 3 から第 75 条の 6 までの規定に基づき、都道府県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から保険給付の点検調査等を行うことが可能となり、その事務の取扱いについては、「都道府県による給付点検調査に係る事務の取扱いについて」（平成 30 年 1 月 30 日付け保国発 0130 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）にてお示ししているところです。

平成 31 年度における都道府県の給付点検調査に係る事務の取扱いについては、下記の留意事項について御了知いただき、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

1 都道府県が設置する国保総合システム専用端末の機能について

都道府県が給付点検調査を行うにあたり、平成 30 年度から、現在市町村に設置している国保総合システム専用端末の保険者サービス系機能で閲覧できる情報と同等の情報を、都道府県が設置する国保総合システム専用端末（以下「都道府県端末」という。）において閲覧可能となっておりますが、平成 31 年度は、都道府県端末を活用し同一都道府県内で市町村異動があった被保険者に係るレセプトの縦覧点検を行える点検機能を追加し、市町村を跨る複数

のレセプトに対して都道府県による給付点検調査が可能となります。

## 2 平成 31 年度以降の再審査請求の方法について

当面の間、都道府県が再度の考案を求める場合、必要書類に再審査請求書を添え、紙面により対応していただき、再度の考案の求めを受けた市町村又は国保連は、再審査結果通知書により都道府県へ報告する運用としてきましたが、今般、同一都道府県内で市町村異動があった被保険者に係るレセプトについて、都道府県が国保総合システムを介して再度の考案の求めを電子上で行える機能を追加しましたので、平成 31 年 4 月以降、都道府県は再度の考案の求めを電子上で行い、再度の考案の求めを受けた市町村又は国保連は、再審査結果について国保総合システムにより電子上で報告（確認）を行います。

## 3 その他

平成 31 年度以降、新たに国保総合システム専用端末で新たに追加される機能の概要は、別紙のとおりとなります。